

○ 放射性物質汚染対処特措法に基づく埋立処分基準

1 埋立処分の方法

- イ 特定廃棄物の飛散・流出防止
- ロ 悪臭・騒音・振動の防止措置
- ハ 周囲に囲い・特定廃棄物の処分の場所の表示
- ホ 特定廃棄物の分散しない埋立

2 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を7日に1回以上測定・記録

3 ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止

4 生活環境保全上の必要な措置

5 廃酸・廃アルカリの埋立処分の禁止

6 公共用水域と遮断されている場所以外での埋立処分の方法

- イ 特定廃棄物の下層におおむね50センチメートル以上の土壌層の敷設

- ロ 当該特定廃棄物の固型化

次の(1)から(4)までの特定廃棄物は、固型化の前に規定の措置

- (1) 汚泥→焼却又は含水率85パーセント以下
- (2) 廃油(タールピッチ類を除く。)→焼却設備により焼却
- (3) 廃プラスチック類(石綿含有特定廃棄物を除く。)→破碎・切断・焼却
- (4) ゴムくず→破碎・切断・焼却

- ハ 固型化された特定廃棄物を損傷しにくい容器に収納

- ニ 固型化した特定廃棄物の埋立物の上下及び側面に不透水性土壌層の敷設(※表面に暫定として遮水シート)

- ホ 固型化しない特定廃棄物の埋立物の上面に不透水性土壌層の敷設(※表面に暫定として遮水シート)

7 浸出液による公共用水域汚染防止措置

- イ 次の(1)から(4)までの設備の設置

- (1) 遮水工
- (2) 保有水等集排水設備
- (3) 浸出液処理設備
- (4) 開渠その他の設備(地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止)

- ロ 放流水の水質の維持

- ハ 放流水の水質検査(測定・記録)

- (1) 排水基準項目・ダイオキシン類→1回/年以上
- (2) 事故由来放射性物質→1回/月以上
- (3) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量→1回/月以上
- (イ) 地下水の水質検査(測定・記録)

- (1) 埋立処分開始前

地下水検査項目、ダイオキシン類、事故由来放射性物質、電気伝導率及び塩化物イオン

- (2) 埋立処分開始後

- (イ) 地下水検査項目→1回/年以上
- (ロ) ダイオキシン類→1回/年以上
- (ハ) 事故由来放射性物質→1回/月以上

- (3) 埋立処分開始後

電気伝導率又は塩化物イオン→1回/月以上

- (4) (3)の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、地下水検査項目及びダイオキシン類

(ロ) 地下水検査の結果、水質の悪化の場合、原因調査・必要な措置

8 次の記録及び特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面の作成、最終処分場の廃止までの間、保存

- イ 埋め立てられた特定廃棄物の種類及び数量

- ロ 埋め立てられた特定廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

- ハ 特定廃棄物を引き渡した担当者氏名・引渡しを受けた担当者氏名・運搬車の自動車登録番号又は車両番号

- ニ 維持管理のための測定、点検、検査その他の措置

9 1日の埋立作業を終了する場合の措置

- イ 特定廃棄物の表面を土壌で覆う等

- ロ 表面を遮水シートで覆う等

○ 最終処分基準省令に基づく構造基準

- 1 地滑り防止工又は沈下防止工の設置
 - 2 廃棄物処分場の表示等
 - 3 周囲に囲いの設置
 - 4 廃棄物流出防止のため、以下の要件を備えた擁壁、えん堤等の設置
 - イ 構造耐力上安全である。
 - ロ 腐食防止の措置が講じられている。
 - 5 浸出液による公共用水域汚染防止措置
 - イ 以下の要件を備えた遮水工等の設置
 - (1) 以下のいずれかの要件を備えた遮水層等
 - (イ) 厚さが50cm以上、透水係数が 1.0 nm/s 以下の粘土等層の表面に遮水シートが敷設
 - (ロ) 厚さが5cm以上、透水係数が 1 nm/s 以下のアスファルト・コンクリート層の表面に遮水シートが敷設
 - (ハ) 不織布等の表面に2重の遮水シートが敷設
 - (2) 基礎地盤は必要な強度、平らな状態
 - (3) 遮水層の表面を、遮光できる不織布等で被覆
 - ロ (省略)
 - ハ 地下水集排水設備の設置
 - ニ 保有水等集排水設備の設置
 - ホ 調整池の設置
 - ヘ 浸出液処理設備の設置
 - ト 導水管等の防凍措置
- 6 地表水流入防止のための開渠等の設置

○ 最終処分基準省令に基づく維持管理基準

- 1 廃棄物の飛散・流出防止
- 2 悪臭の防止
- 3 火災発生の防止、消火設備の具備
- 4 ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止
- 5 廃棄物処分場の表示等の管理、変更の場合の書き換え
- 6 囲いによる立入防止、埋立地範囲の明確化
- 7 擁壁等の定期的な点検、損壊の防止措置
- 8 遮水工が損傷するおそれがある場合、表面を砂等に被覆
- 9 遮水工を定期的に点検、遮水効果が低下するおそれがある場合、速やかに回復措置
- 10 地下水の水質検査（測定・記録）
 - イ 埋立処分開始前、地下水検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン
 - ロ 埋立処分開始後、地下水検査項目→1回/年以上
 - ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン→1回/月以上
 - ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、地下水検査項目
- 11 地下水検査の結果、水質の悪化の場合、原因調査・必要な措置
- 12 浸出液処理設備の維持管理
 - イ 放流水の水質が排水基準等に適合
 - ロ 定期的に点検、異常の際は措置
 - ハ 放流水の水質検査（測定・記録）
 - (1) 排水基準等に係る項目→1回/年以上
 - (2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量→1回/月以上
- 13 導水管等の防凍措置の定期的な点検、異状を認めた場合には、措置
- 14 開渠等の機能の維持、開渠に堆積した土砂等の除去
- 15 通気装置設置による埋立地発生ガスの排除
- 16 残余の埋立容量測定・記録→1回/年以上
- 17 次の記録及び石綿含有廃棄物を埋め立てた位置を示す図面の作成、最終処分場の廃止までの間、保存
 - ・ 埋め立てられた廃棄物の種類及び数量
 - ・ 維持管理のための点検、検査その他の措置

○ 廃棄物処理法施行令に基づく埋立処分基準

1 浄化槽汚泥・し尿

- (1) し尿処理施設において焼却・熱分解
- (2) し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を含水率 85%以下
- (3) し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を焼却設備により焼却、熱分解設備により熱分解

2 特定家庭用機器一般廃棄物

規定により再生・処分

3 石綿含有一般廃棄物

- (1) 一定の場所、分散しないように行う
- (2) 飛散・流出の防止のため、その表面を土砂で覆う等の措置

4 石綿含有一般廃棄物の処分・再生による廃棄物

規定の基準に適合

5 特別管理一般廃棄物及び処分・再生による廃棄物（施行令別表第 1 に掲げるばいじん、燃えがら、感染性廃棄物）

規定の基準に適合

6 ばいじん、燃えがら、その処理物

- (1) 水分を添加、固型化、こん包する等の措置
- (2) 運搬車の洗浄等
- (3) 表面を土砂で覆う等の措置

○ 生環条例に基づく排水基準

排水基準の適合

自主測定の実施